

# 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様 におけるデータ要件・連携要件の標準の アウトプットイメージについて

令和 3 年 6 月

加筆修正：令和 3 年 9 月、令和 4 年 4 月

## デジタル庁

# 標準化法におけるデータ要件・連携要件の標準の位置づけ

## ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3～6 略

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

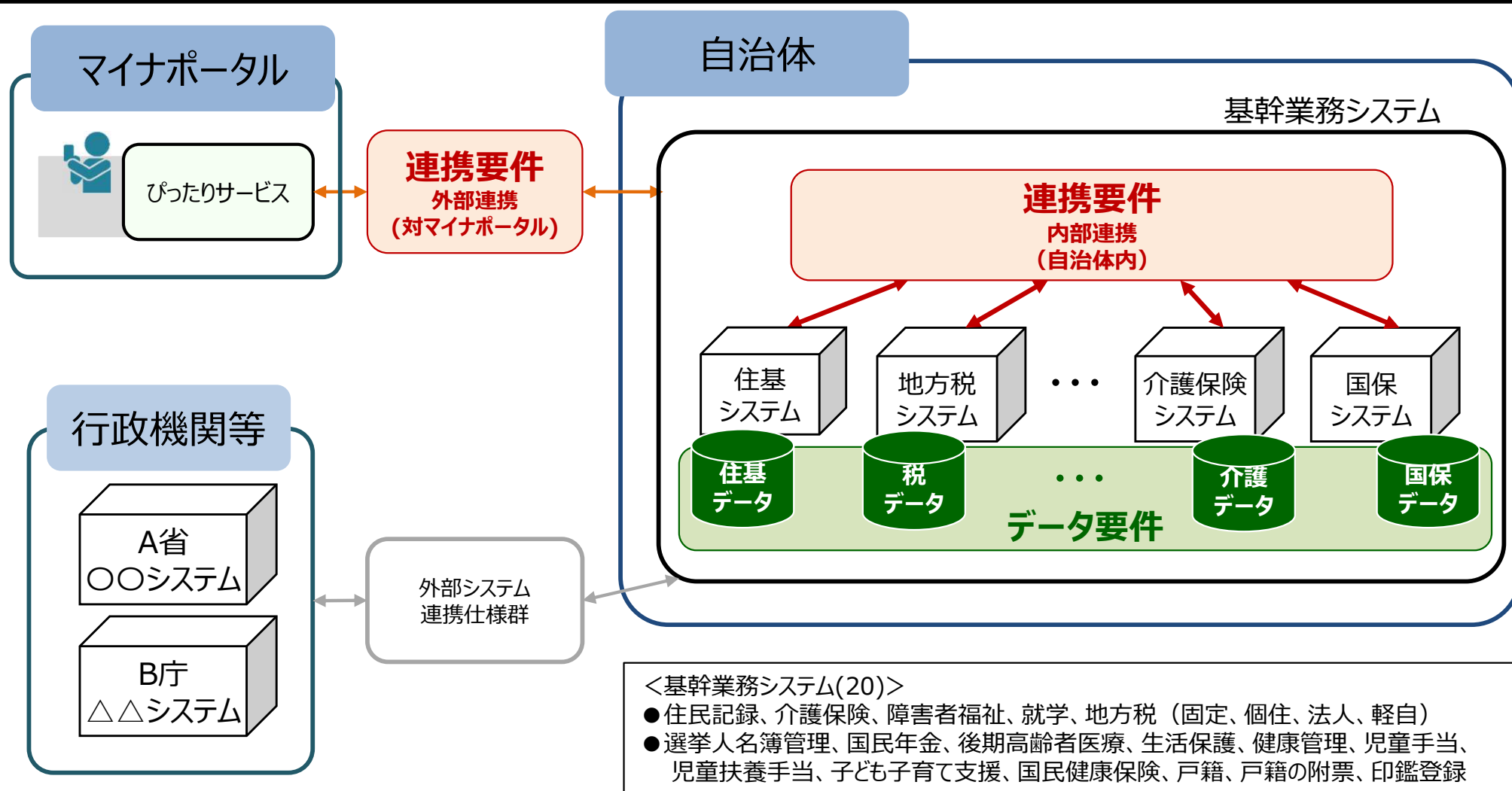
3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

# データ要件・連携要件の標準

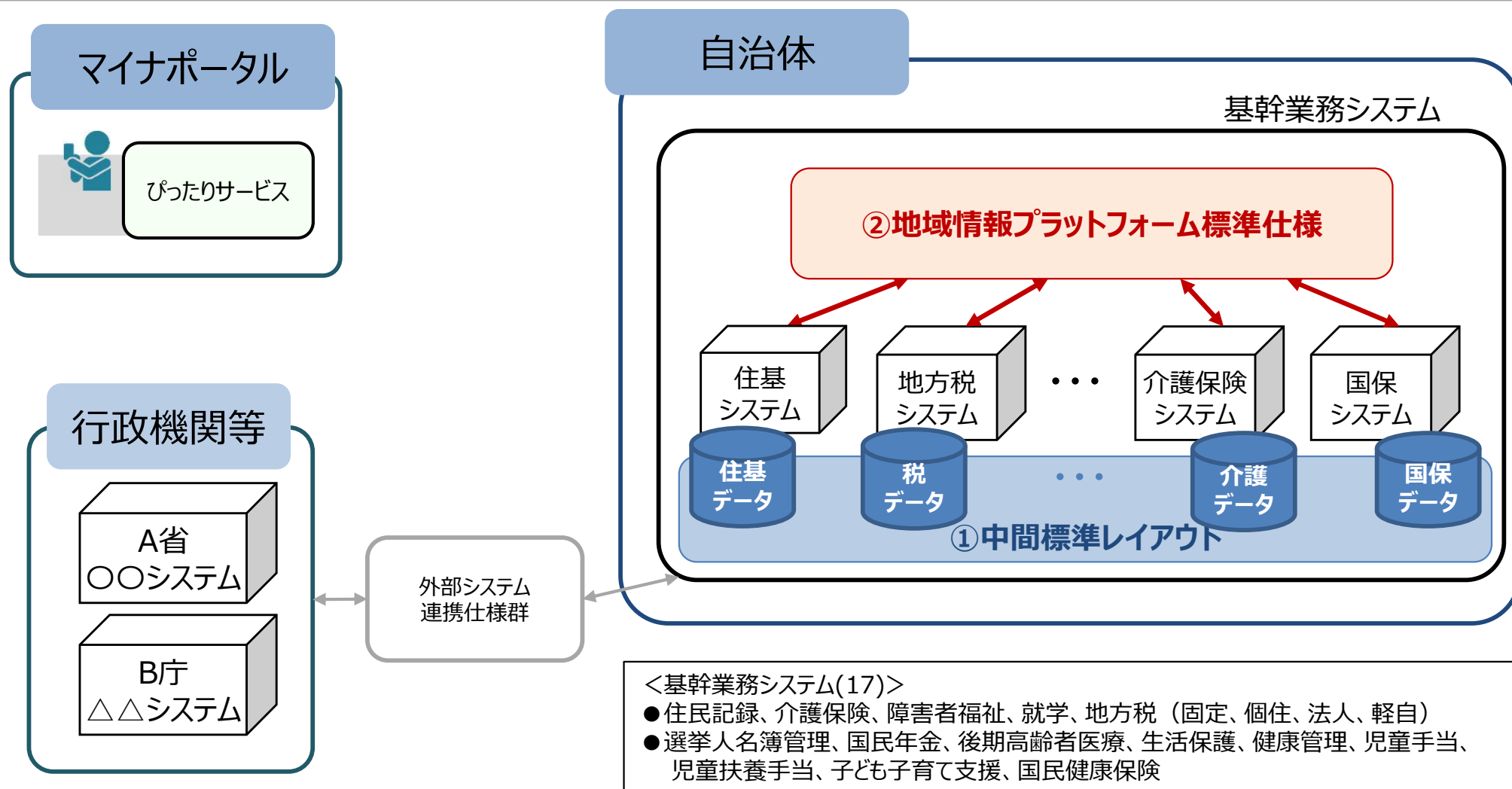
- データ要件の標準：機能標準化基準（機能要件や帳票要件の標準仕様書）を実現するために必要なデータのレイアウトの標準（標準準拠システムは、標準に定めるとおり、データを任意のタイミングで出力することができるようにしなければならない）
- 連携要件の標準：標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準



# 基幹業務システムのデータに関する既存の標準の現状(1)

- 現在、市区町村が業務システムで利用するデータ項目を規定する統一的な標準は存在していない。
- 一方、データの移行やデータ連携等の目的毎に、以下の標準仕様が併存している。
  - ① 中間標準レイアウト（システム更新時のデータ移行フォーマットとして策定、業務システムのデータ標準に近い）
  - ② 地域情報プラットフォーム標準仕様（庁内の業務システム間のデータ連携を標準化。①の部分集合）

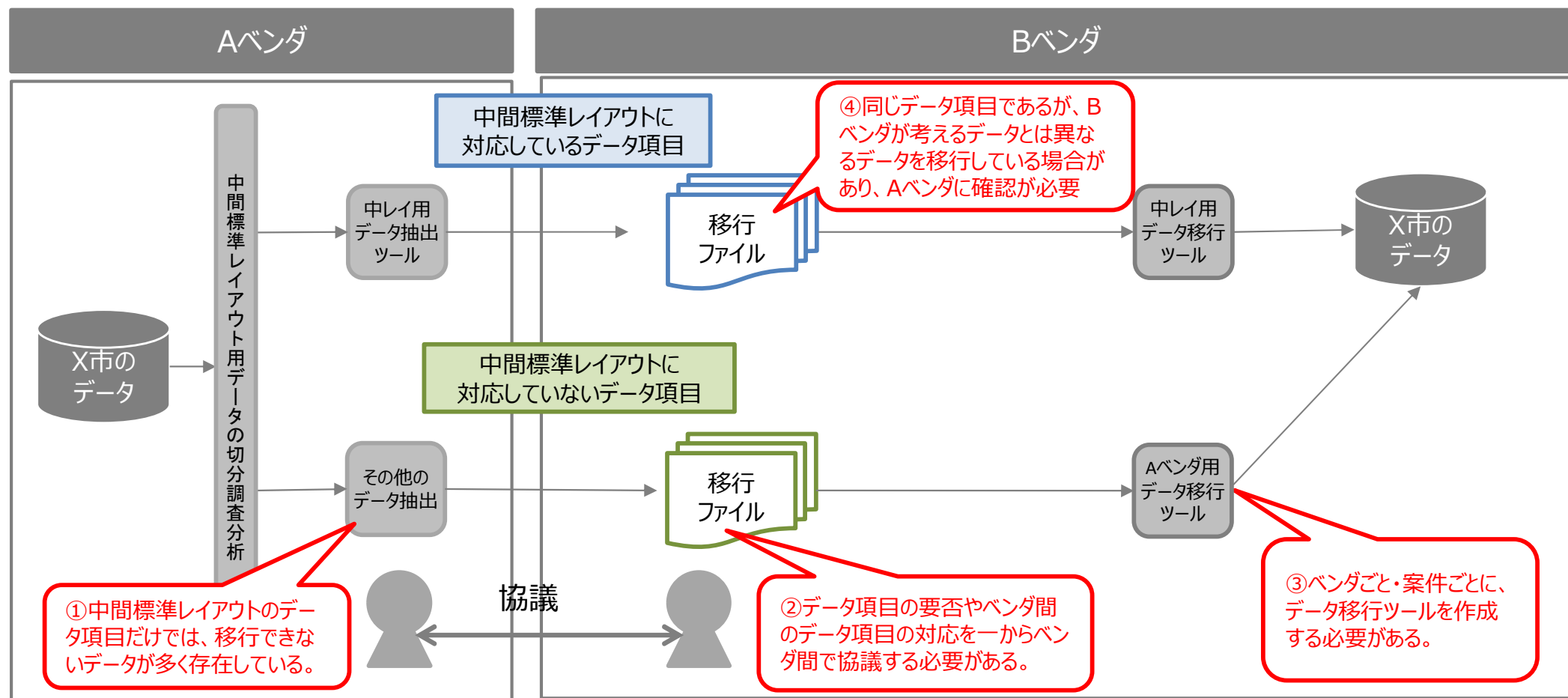
※外部システムとの連携については、外部システムが基幹業務システムに対し、何らかの要求を求める外部システム連携仕様群が外部システムごとに存在。



## 基幹業務システムのデータに関係する既存の標準の現状(2)

- 業務が標準化されていないことや、各ベンダが独自のデータ項目を持っているため、中間標準レイアウトのデータ項目だけでは、移行データそのものが不足し、①各ベンダ毎に「中間標準レイアウトに対応していないデータ項目」が多く存在する。
- ①は、ベンダにより要不要が異なるうえ、名称や意味も異なるため、②移行元のデータ項目が移行先のどのデータ項目に対応するかを一からベンダ間で協議を行い、③ベンダごと・案件ごとにデータ移行ツールを作成しており、移行コスト（時間・費用）が非常に多くかかっているという現状がある。（1年以上かかる場合もある）
- また、中間標準レイアウトに対応しているデータ項目であっても、④語彙の揺れ等があるため、ベンダ間で再度確認を行う必要があり、さらに、移行にコストがかかっている。

(例) X市のシステムのデータをAベンダからBベンダに移行する場合



## 基幹業務システムのデータに関係する既存の標準の現状(3)

- 既存の標準内（業務間）・標準間には、次のような「語彙の揺れ」がある。
  - (1)同じ対象物について、異なる言葉を使っている。→ 同じ言葉にする必要がある。
  - (2)同じ言葉だが、異なる対象物を示している。
    - ①指し示す対象物は同じものに統一し、同じ言葉を維持する必要がある、
    - 又は、②指し示す対象物は統一せず、異なる言葉を使う必要がある。

(1)の例 1：本人の氏名について、（時点は異なるものの、）住民基本台帳は「氏名」、個人住民税は「本人氏名漢字」と異なる言葉を使っている。

| 住民基本台帳  |                      | 個人住民税   |               |
|---------|----------------------|---------|---------------|
| データ項目名称 | 項目説明                 | データ項目名称 | 項目説明          |
| 氏名      | 姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。 | 本人氏名漢字  | 1月1日時点の本人氏名   |
| フリガナ    | 姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。 | 本人氏名カナ  | 1月1日時点の本人カナ氏名 |

(1)の例 2：同じ住所コードであるが、住民基本台帳は1つにまとめ、個人住民税は複数に分解して使っている。

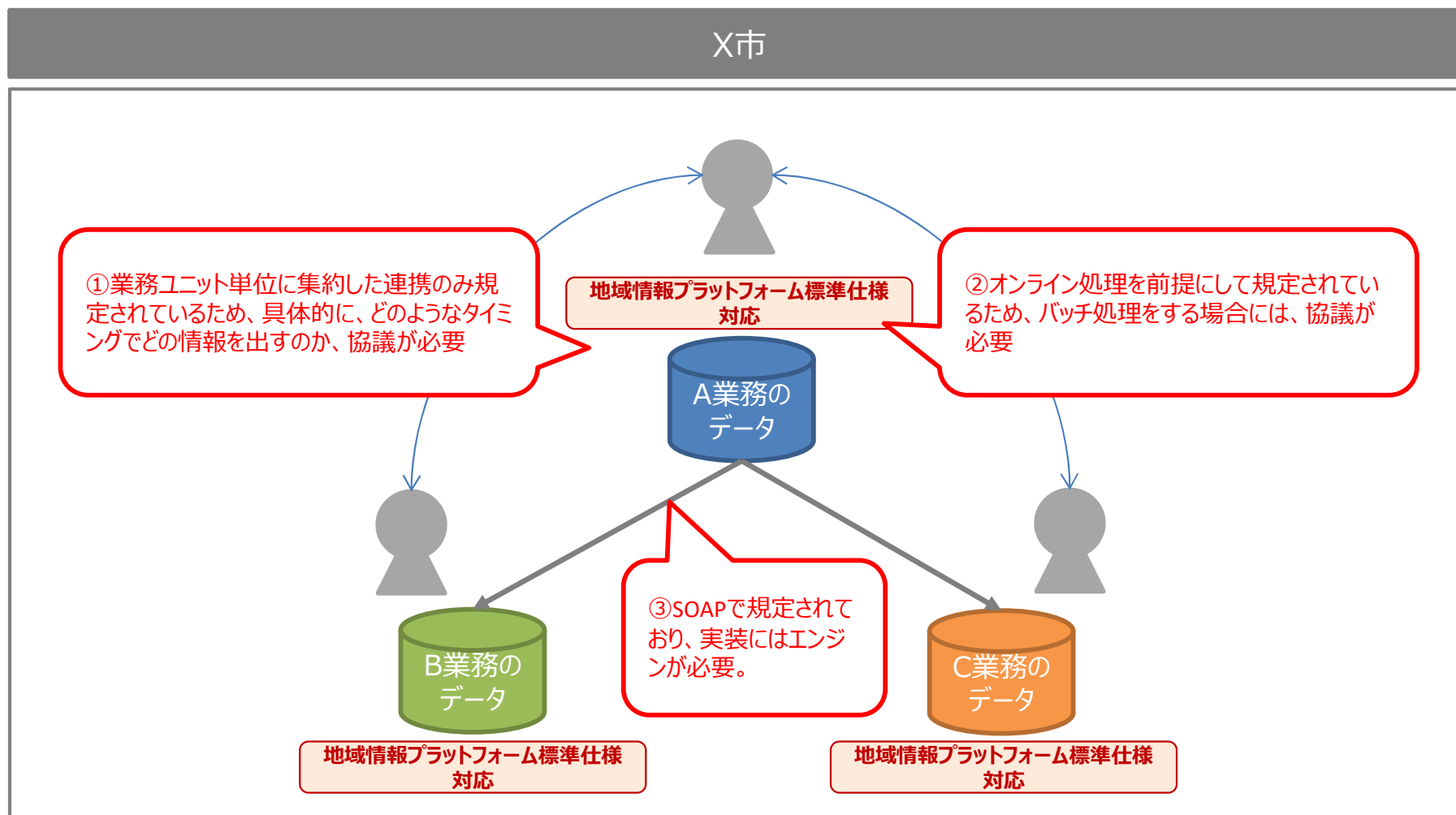
| 住民基本台帳  |                                                  | 個人住民税      |                                                     |
|---------|--------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------|
| データ項目名称 | 項目説明                                             | データ項目名称    | 項目説明                                                |
| 住所コード   | 全国地方公共団体コード等の利用を想定。住所のコード化が必要な範囲に応じて自治体で個別に設定する。 | 都道府県市町村コード | 1月1日時点の都道府県市町村コード<br>都道府県コード(2桁) + 市町村コード (3桁) を設定  |
|         |                                                  | 大字コード      | 1月1日時点の大字コードを前ゼロ付4桁で設定<br>分からない場合は「----」を設定 *市区町村固有 |
|         |                                                  | 小字コード      | 1月1日時点の小字コードを前ゼロ付4桁で設定<br>分からない場合は「----」を設定 *※市町村固有 |
|         |                                                  | 番地コード      | 1月1日時点の番地コード<br>番地(5桁)+号(5桁)+枝番(10桁)を設定             |

(2)の例：「住所」という同じ言葉を使っているが、住民基本台帳は方書が含まれず、個人住民税は方書が含まれる。

| 住民基本台帳  |                 | 個人住民税   |                           |
|---------|-----------------|---------|---------------------------|
| データ項目名称 | 項目説明            | データ項目名称 | 項目説明                      |
| 住所      | 住所を都道府県からセットする。 | 現住所     | 1月1日時点の現住所（市町村名+字名+番地+方書） |
| 方書      | 方書をセットする。       |         |                           |

## 基幹業務システムのデータに関する既存の標準の現状(4)

- マルチベンダ方式の場合、地域情報プラットフォーム標準仕様に対応していることや、①業務ユニット単位に集約した連携のみ規定されていることや、②オンライン処理を前提にしておりバッチ処理が規定されていないため、それぞれのデータを管理する担当課同士が協議して個別に情報連携の詳細を決めるとともに、③連携方式がSOAPとされており、実装するためのエンジンが必要となっている。



# 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様について

## 1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(\*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

## 2. 機能要件

- 2.1 機能要件(\*2)
- 2.2 画面要件(\*3)
- 2.3 帳票要件(\*4)

- \*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。
- \*2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。
- \*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。
- \*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

- 2.4 データ要件(\*5)
- 2.5 連携要件(\*6)

- \*5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、機能標準化基準（機能要件や帳票要件の標準仕様書）を実現するために必要なデータのレイアウトの標準として、データの項目、属性等について整理する。
- \*6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準について整理する。

## 3. 非機能要件(\*7)

- 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

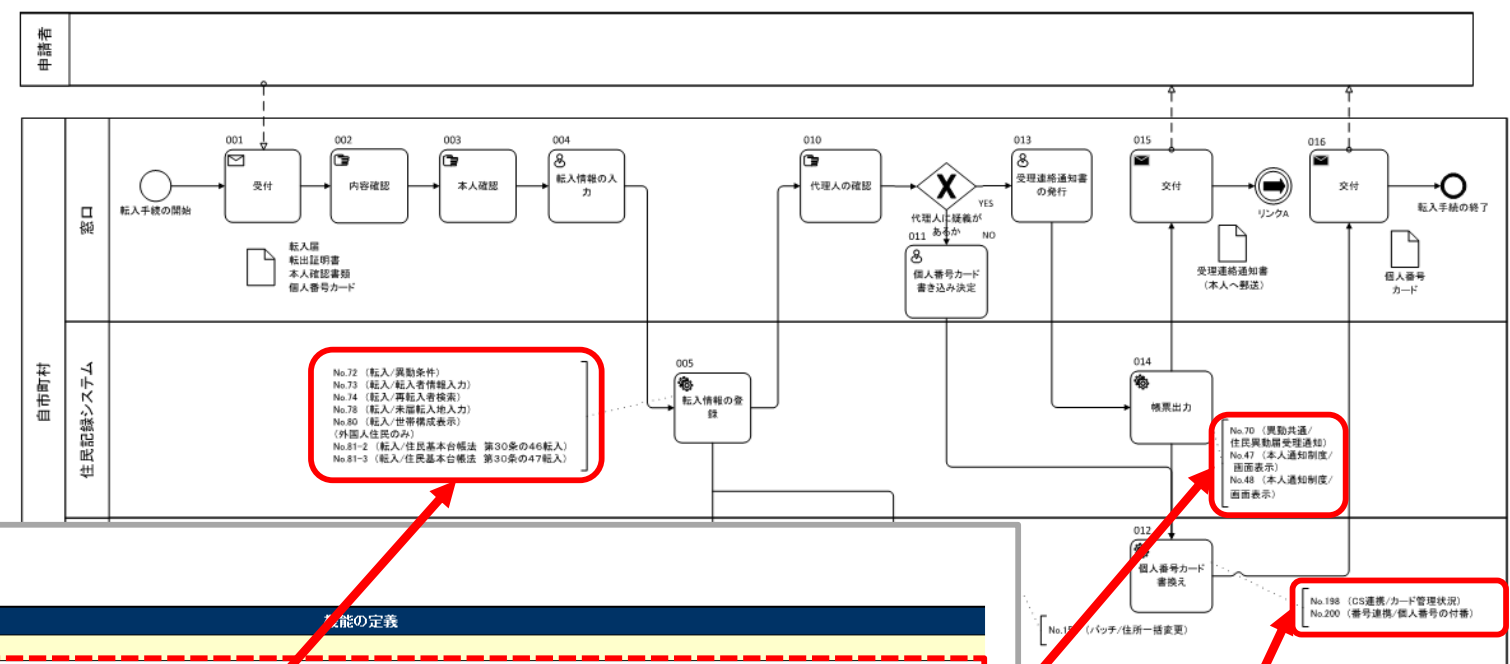
- \*7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

各制度所管府省検討事項

共通検討事項

# 業務フローと機能要件との関係（例）

## 1. 業務フロー（例）



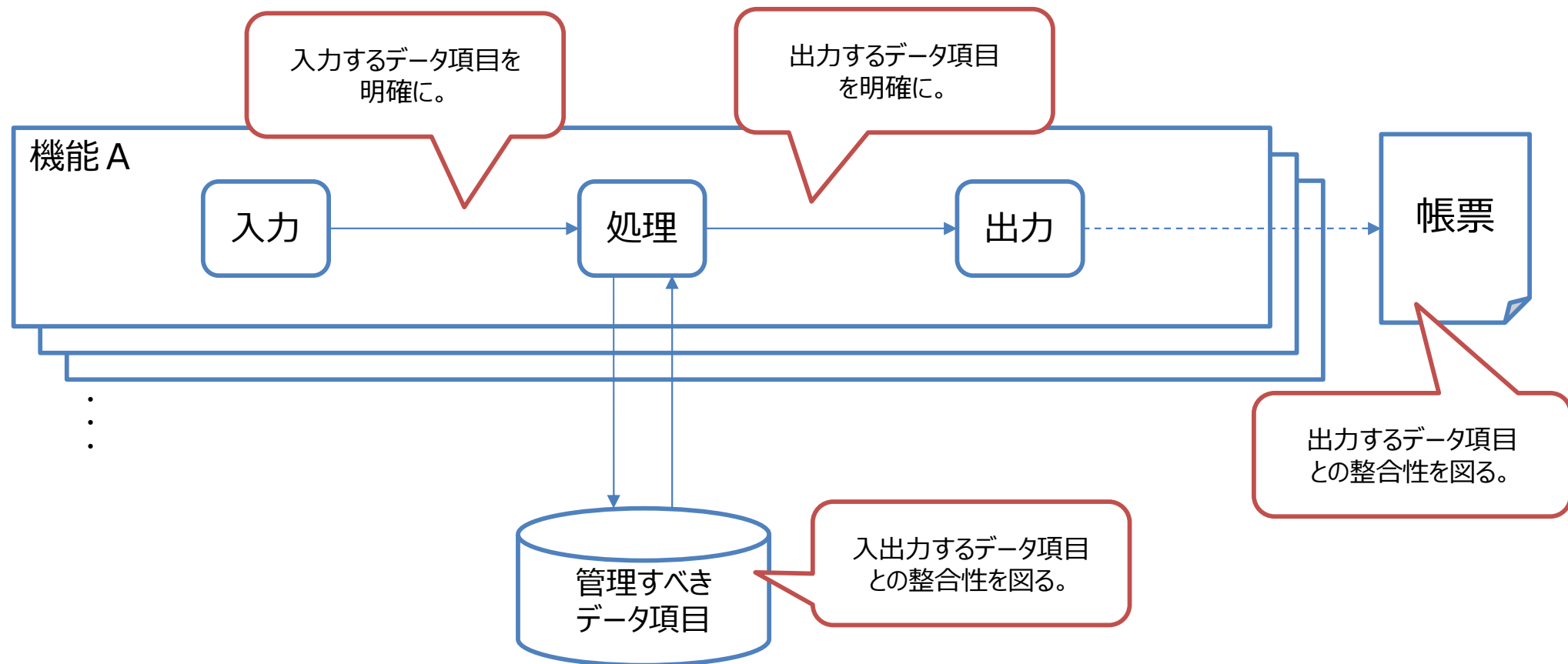
## 2. 機能要件（例）

住民記録システム 機能要件一覧（案）

| 機能名称  |      |                   | 機能の定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 転入 |      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 47    | 1.1  | 本人通知制度／画面表示       | 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。（オプション）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 48    | 1.2  | 本人通知制度／画面表示       | 証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行済・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプション）<br>なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択可能であること。（オプション）                                                                                                                                                                                            |
| 70    | 1.3  | 住民異動届受理通知         | 届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。<br>出力内容は届出年月日、届出者、届出者氏名、異動者氏名及び受理した日、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 72    | 1.4  | 異動条件              | 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 73    | 1.5  | 転入者情報入力           | 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。<br>【入力項目】<br>・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称<br>・性別<br>・世帯主・世帯主との続柄<br>・本籍・筆頭者<br>・住民となった年月日<br>・住所・方書<br>・居住地<br>・届出年月日<br>・前住所（国外を含む。）<br>・個人番号<br>・住民票コード<br>・外国人住民となった年月日<br>・国籍等<br>・第30条の45の表の規定区分ごとの事項<br>・通称の記載と削除に関する事項・事由<br>※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日、西暦で記載すること。                                                                             |
| 74    | 1.6  | 再転入者検索            | 住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 78    | 1.7  | 未届転入地入力           | 直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に（未届）を追加すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 80    | 1.8  | 世帯構成表示            | 転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 81-2  | 1.9  | 住民基本台帳法 第30条の46転入 | 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。<br>なお、従前の住所については空欄として登録できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 81-3  | 1.10 | 住民基本台帳法 第30条の47転入 | 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。<br>なお、従前の住所については空欄として登録できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 154   | 1.11 | 住所一括変更            | 一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 198   | 1.12 | CS連携/カード管理状況      | 住基カード及び個人番号カード、の運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。<br>個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。<br>個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。<br>・住民記録システムの異動情報から、必要な異動（券面）事項をカード券面プリンタに出力できること。<br>・券面記載の対象とするカード種別は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。<br>出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。 |
| 200   | 1.13 | 番号連携/個人番号の付番      | 住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権等による個人番号の変更要求ができること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# 機能要件の標準とデータ要件・連携要件の標準との関係

- 機能要件は、システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等の要件を規定するものである。
- 制度所管府省は、データ要件・連携要件に関する標準化基準の作成作業をより効率的に行うため、機能要件の標準の検討段階において、標準準拠システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件の標準との整合を図りながら、入出力するデータ項目を具体化及び明確化して、機能要件の標準に記載する。



→機能を実現するために必要なデータの要件の標準（データ要件の標準）へ

# 「データ要件・連携要件の標準」の全体像

## 1.データ要件・連携要件の標準について

- 1.1 データ要件・連携要件の標準とは
- 1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

## 2.データ要件の標準

### 2.1 データリスト

#### 2.1.1 基本データリスト

: データ項目ID、データ項目名、データ型等属性

補足説明資料  
(凡例)

#### 2.1.2 共用データリスト

### 2.2 文字要件

### 2.3 データモデル（クラスイメージ）

: データ項目ID、データ項目名

## 3.連携要件の標準

### 3.1 機能別連携仕様

: 連携ID、連携機能名、  
データ項目ID、データ項目名、連携方法

補足説明資料  
(凡例)

### 3.2 独自施策システム等連携仕様

標準準拠システム以外のシステム（独自施策システムや共用アプリケーション等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携について規定。

### 3.3 連携技術仕様

RESTによる公開用API連携（大量のデータを1度に連携する必要がある指定する連携は、「ファイル連携」）

## 機能要件の標準

: 機能ID、機能名

# 【データ要件】基本データリスト（SAMPLEレイアウト①）

## ■地方自治体基幹システム-（住基）基本データリスト案

地方自治体基幹システム  
（住基）基本データリスト案

凡例: 各グループにおける主キー・外部キーのデータ項目

| データ項目ID | データ項目 | グループ       |      |      | クラス分類 |         |     | データ型 | 桁数 | コード | 繰り返し | データ出力条件 |
|---------|-------|------------|------|------|-------|---------|-----|------|----|-----|------|---------|
|         |       | 名称         | 主キー  | 外部キー | LV1   | LV2     | LV3 |      |    |     |      |         |
| 001     | 00001 | 市区町村コード    | 住民情報 | ○    | ○     | 市区町村コード |     | X    | 6  |     |      | 必須      |
| 001     | 00002 | 宛名番号       | 住民情報 | ○    |       | 住民      | 共通  | X    | 15 |     |      | 必須      |
| 001     | 00003 | 個人履歴番号     | 住民情報 | ○    |       | 住民      | 共通  | 9    | 10 |     |      | 必須      |
| 001     | 00004 | 個人履歴番号_枝番号 | 住民情報 | ○    |       | 住民      | 共通  | 9    | 5  |     |      | 必須      |
| 001     | 00005 | 改製番号       | 住民情報 |      |       | 異動履歴    | 共通  | 9    | 5  |     |      | 必須      |
| 001     | 00006 | 世帯番号       | 住民情報 |      |       | 住民      | 世帯  | X    | 15 |     |      | 必須      |

## 【データ要件】基本データリスト（SAMPLEレイアウト②）

※※で始まる記載については、データ入力・出力条件が「条件付き必須」の場合の条件を記載

| 項目定義                                 | 項目説明                                                        | 標準仕様書関連箇所                                                            | 実装類型 | サンプル値           |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------|-----------------|
| 市区町村を一意に識別するコード                      |                                                             | 市区町村コード関連の要件の記載なし                                                    | ○    | 131016          |
| 自治体内において、個人を一意に識別する番号                | ・ 除票用データベース<br>・ 右詰めで記載し、残りの桁数は前から「0」で埋める                   | 1.1.13 宛名番号・世帯番号、2.1.3基本検索、4.1.1.2 再転入者、4.5.3帰化、4.5.4国籍取得、4.5.5 国籍喪失 | ○    | 000012345678912 |
| 住民票（宛名番号）ごとに異動の履歴情報を管理する番号           | ・ 除票用データベース<br>・ 古いものから昇順でカウントアップ                           | 1.2.1異動履歴                                                            | ○    | 1               |
| 住民票に記載する履歴情報と記載しない履歴情報（誤記修正等）を管理する番号 | ・ 除票用データベース<br>・ 誤記修正等の異動履歴については個人履歴番号をカウントアップせず枝番号をカウントアップ | 20.0.4異動履歴の記載の修正                                                     | ○    | 1               |
| 改製（任意含む）の履歴を住民票ごとに管理する番号             | ・ 除票用データベース<br>・ 住民票単位に古いものから昇順でカウントアップ                     | 1.1.4 改製                                                             | ○    | 1               |
| 住民票の個人の属する世帯を一意に識別する番号               | ・ 除票用データベース<br>・ 右詰めで記載し、残りの桁数は前から「0」で埋める                   | 1.1.1 日本人住民データの管理、1.1.2 外国人住民データの管理、1.1.13 宛名番号・世帯番号                 | ○    | 234567890123456 |

# 【データ要件】基本データリスト（SAMPLEレイアウト③）

| 地方自治体内    |             |    |       |         |       |       |       |       |              |              |       |      |      |        |      |       |      |        |         |      |      |           |                |                |      |        |           |                   |
|-----------|-------------|----|-------|---------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|-------|------|------|--------|------|-------|------|--------|---------|------|------|-----------|----------------|----------------|------|--------|-----------|-------------------|
| 基幹業務システム等 |             |    |       |         |       |       |       |       |              |              |       |      |      |        |      |       |      |        |         |      |      |           |                |                |      |        |           |                   |
| 01        | 02          | 03 | 04    | 05      | 06    | 07    | 08    | 09    | 10           | 11           | 12    | 13   | 14   | 15     | 16   | 17    | 18   | 19     | 20      | 21   | 22   | 23        | 24             | 25             | 26   | 27     | 28        | 29                |
| 住民基本台帳    | 印鑑登録        | 戸籍 | 戸籍の附票 | 選挙人名簿管理 | 固定資産税 | 個人住民税 | 法人住民税 | 軽自動車税 | 収納管理（税務システム） | 滞納管理（税務システム） | 学齢簿編製 | 就学援助 | 健康管理 | 児童扶養手当 | 生活保護 | 障害者福祉 | 介護保険 | 国民健康保険 | 後期高齢者医療 | 国民年金 | 児童手当 | 子ども・子育て支援 | 収納管理（税務システム以外） | 滞納管理（税務システム以外） | 宛名管理 | 共通宛名機能 | 団体内統合宛名機能 | マイナポータル（申請管理システム） |
| 備考        | データ作成と参照の定義 |    |       |         |       |       |       |       |              |              |       |      |      |        |      |       |      |        |         |      |      |           |                |                |      |        |           |                   |
|           | C           | R  |       | R       | R     | R     | R     |       | R            | R            | R     | R    | R    | R      | R    | R     | R    | R      | R       | R    | R    | R         |                |                | R    | R      | R         |                   |
|           | C           | R  |       | R       | R     | R     | R     |       | R            | R            | R     | R    | R    | R      | R    | R     | R    | R      | R       | R    | R    | R         |                |                | R    | R      | R         |                   |
|           | C           | R  |       |         | R     | R     | R     |       | R            | R            | R     | R    | R    |        |      | R     | R    | R      | R       | R    | R    | R         |                |                | R    | R      | R         |                   |
|           | C           | R  |       |         | R     | R     | R     |       | R            | R            | R     | R    | R    |        |      | R     | R    | R      | R       |      |      |           |                |                | R    | R      | R         |                   |
|           | C           | R  |       |         |       | R     | R     |       | R            | R            | R     |      |      | R      |      | R     | R    | R      |         |      |      |           |                |                | R    | R      |           |                   |
|           | C           | R  |       |         | R     | R     | R     |       | R            | R            | R     | R    | R    | R      | R    | R     | R    | R      | R       | R    | R    | R         |                |                | R    | R      |           |                   |

# 【連携要件】機能別連携仕様（SAMPLEレイアウト①）

## ■地方自治体基幹システム 機能別連携仕様(住基)

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 名称 | 地方自治体基幹システム<br>機能別連携仕様(住基) |
|----|----------------------------|

水色行: 連携IFの規定単位

| 連携ID |   |   |   |   |   | 枝番 | 標準仕様書関連箇所 | 連携機能名Lv1                   | 連携機能名Lv2                       | 機能説明                                                                                                                                                                                                       | 必須/任意 |
|------|---|---|---|---|---|----|-----------|----------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 | 0  | 0         | 7.2.2 他業務照会                | 国民健康保険への国保資格情報照会のための連携インターフェース | ①住基システムが、②国民健康保険システムに、③各種情報を、④照会する                                                                                                                                                                         | 必須    |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 |    |           | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース |                                |                                                                                                                                                                                                            |       |
| 0    | 0 | 1 | i | 1 | 0 | 0  | 1         | 4.1.3 転出<br>7.2.2 他業務照会    | 国民健康保険への情報照会のための連携インターフェース     | 転出に伴う国民健康保険への情報照会 - 国民健康保険情報<br><br>①住基システムが、②国民健康保険システムに、③転出により減算として処理する直前の※1住民の国民健康保険情報※2を、④照会する<br><br>※1: 該当住民の国保資格管理・整理のための処理であり、除票とする<br>※2: 該当有無、資格取得・喪失年月日<br><br>※仕様書p220: 7.2.2他業務照会にて照会データは限定指定 |       |

## 【連携要件】機能別連携仕様（SAMPLEレイアウト②）

| 対象データ            |         |       |              |    | 連携方法  |        |
|------------------|---------|-------|--------------|----|-------|--------|
| データ集合名           | データ項目ID |       | データ項目名       | 備考 | リアル連携 | ファイル連携 |
| 資格情報<br>(国民健康保険) | -       | (情報)  | -            |    | ○     |        |
|                  | 001     | 00910 | 市区町村コード      |    |       |        |
|                  | 001     | 00911 | 宛名番号         |    |       |        |
|                  | 001     | 00912 | 国保資格有無       |    |       |        |
|                  | 001     | 00913 | 国保資格区分       |    |       |        |
|                  | 001     | 00914 | 国保資格取得年月日    |    |       |        |
|                  | 001     | 00915 | 国保資格喪失年月日    |    |       |        |
|                  | 001     | 00916 | 国保適用開始年月日    |    |       |        |
|                  | 001     | 00917 | 国保適用終了年月日    |    |       |        |
|                  | 001     | 00918 | 国保退職区分       |    |       |        |
|                  | 001     | 00919 | 国保退職該当異動年月日  |    |       |        |
|                  | 001     | 00920 | 国保退職非該当異動年月日 |    |       |        |
|                  | 001     | 00921 | 更新者ID        |    |       |        |
|                  | 001     | 00922 | 更新年月日        |    |       |        |
|                  | 001     | 00923 | 更新時刻         |    |       |        |

## 【連携要件】機能別連携仕様（SAMPLEレイアウト③）

[illegible]

# 「データ要件・連携要件の標準」の作業工程

